

件名	商業地等の固定資産税・都市計画税の減額措置の継続に関する陳情		
提出者 住所氏名	墨田区業平一丁目8番15号 本所青色申告会 会長 佐藤 聡		
受理年月日	平成20年11月14日	受理番号	第20号
<p>要旨</p> <p>商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を平成21年度以後も継続するよう、東京都に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷ばかりか、格差社会の広がり、原油や食料などの原料価格の高騰、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機にさらされています。</p> <p>このような社会経済環境の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。</p> <p>この厳しい状況の下におきましては、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成17年度に創設され、以来、多くの小規模事業者が適用を受けている「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」を廃止することとなると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			